

杉並区農業委員会委員の任命 に関する要綱

平成29年2月1日
杉並第52457号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条の規定により杉並区農業委員会委員（以下「委員」という。）の任命に関するもののほか、法第9条及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）第5条から第7条までの規定による委員の候補者の推薦（以下「委員候補者の推薦」という。）及び委員になろうとする者の募集（以下「委員候補者の募集」という。）の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(資格要件の確認)

第2条 区長は、委員候補者の推薦を受けた者及び委員候補者の募集に応募した者について、法第8条の規定による資格要件を確認し、委員候補者を決定するものとする。

(推薦及び募集の方法)

第3条 区長は、法第9条第1項の規定に基づき、委員候補者の推薦を受けるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により受けるものとする。

- (1) 個人からの推薦を受けるとき 杉並区農業委員会委員候補者推薦書（個人推薦）（第1号様式）の個人からの提出
- (2) 団体からの推薦を受けるとき 杉並区農業委員会委員候補者推薦書（法人又は団体推薦）（第2号様式）の法人又は団体の代表者からの提出

2 区長は、法第9条第1項の規定に基づき、個人からの応募を受けるときは、杉並区農業委員会委員候補者募集応募申込書（第3号様式）の個人からの提出により、応募を受取るものとする。

3 前2項の推薦及び応募を受取る方法は、持参、郵送その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

(推薦及び募集の期間等の公表)

第4条 区長は、委員候補者の推薦の求め及び委員候補者の募集（以下「推薦等」という。）を行うときは、次に掲げる方法により、推薦等の期間、推薦等の方法その他区長が必要と認める事項を周知しなければならない。

- (1) 杉並区広報紙及び杉並区農業委員会広報紙への掲載
- (2) 杉並区公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認める方法

2 前項の推薦等の期間は、概ね1月とする。

3 区長は、法第9条第2項及び省令第6条の規定する公表については、ホームページに掲載する方法その他区長が適当と認める方法により公表するものとする。

(杉並区農業委員会委員候補者評価委員会の設置)

第5条 区長は、委員の候補者の決定に当たっては、委員候補者の推薦を受けた者及び委員候補者の募集に応募した者に対する評価及び必要な資料の調整を行わせるために、杉並区農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することができる。

（委員の任命）

第6条 区長は、評価委員会から報告及び資料提出があったときは、その報告及び資料を参考に委員の候補者を決定し、杉並区議会の同意を得て委員を任命する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。